

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和5年12月14日(木) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	佐藤周君	2番	井戸清司君
3番	河島紀美恵君	4番	宮崎雅薫君
5番	長沢正君	6番	杉本一彦君

○出席議員 9名

議長	中島弘道君	副議長	青木敬博君
議員	虫明弘雄君	議員	村上祥平君
〃	杉本憲也君	〃	鈴木絢子君
〃	竹本力哉君	〃	篠原峰子君
〃	大川勝弘君		

○オブザーバー 4名

議員	犬飼このり君	議員	重岡秀子君
〃	田久保真紀君	〃	四宮和彦君

○出席議会事務局職員 5名

局長	富岡勝	局長補佐	中井智実
係長	福王雅士	主査	野田昌伸
主事	野中みず季		

○会議に付した事件

- 1 決議について
- 2 意見書について
- 3 市議会12月定例会最終日の運営について
 - (1) 採決の方法について
 - (2) 人事案の取扱いについて
 - (3) 議会改革特別委員会の設置について
 - (4) 決議の取扱いについて
 - (5) 意見書の取扱いについて
 - (6) その他
- 4 その他

- (1) 次期3月定例会の頭出しについて
- (2) その他

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、決議についてを議題とする。決議案について、提起議員である重岡議員から説明をお願いする。資料は1ページ及び2ページとなる。

○オブザーバー（重岡秀子君）連日、マスコミで報道されているが、ガザ地区での休戦と永続的な平和を求める決議案を提案させていただいた。本市議会では令和4年3月定例会で、ロシア連邦によるウクライナ侵攻に断固抗議する決議を全会一致で採択している。さらに、本市は平和都市（核兵器廃絶）宣言をしたほか、伊東市総合計画の中にも、平和や人権をうたったSDGsの精神が働いている。このような事態となっていることから、議会として決議をする必要があると考え提案した。内容については、決議案の中段に、国連安全保障理事会が採択した決議のことを記載しており、国連安全保障理事会でもなかなかまとまらなかったが、11月15日に採択された時には、アメリカが拒否権を使わなかったためまとまったので、それを大事にして、本市議会でも決議をしたらどうかと思った。

○委員長（宮崎雅薫君）次に、本決議案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から、順次、ご意見を伺う。

○1番（佐藤 周君）我が会派は賛同する。

○2番（井戸清司君）賛成する。

○5番（長沢 正君）賛同する。

○6番（杉本一彦君）市民に良いメッセージになると思う。賛同する。

○オブザーバー（四宮和彦君）賛成する。

○オブザーバー（田久保真紀君）賛成ではあるが、内容の一部に「イスラム組織ハマスによる」という記載があり、一方に対する非難が入っている。今回は、イスラエルとガザ地区の歴史的背景や、我が国もイスラエルを支持するというはっきりとした形を出していないので、どちらか一方を非難する形ではない文章にしたい。

○委員長（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前10時 3分休憩

午前10時 6分再開

- 委員長（宮崎雅薫君）再開する。
- オブザーバー（犬飼このり君）賛成する。
- オブザーバー（重岡秀子君）説明を少し加えさせていただく。私たちが出した元の文章はもう少し長く、イスラム組織ハマスによる最初の残虐行為や人質への攻撃は断固排撃するが、その後、抵抗しない一般市民や子供たちの命を奪う行動に発展していったことをもう少し詳しく書いてあったが、これでも分かるのではないかとということで短くした。
- 委員長（宮崎雅薫君）本委員会は、最終的に決議として取りまとめるための具体的な協議の場である。どのような文章にしたらよいか、具体的に述べていただきたい。
- オブザーバー（重岡秀子君）今のような意味が通じればいい。
- 委員長（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前10時 7分休憩

午前10時11分再開

- 委員長（宮崎雅薫君）再開する。

田久保議員から、3行目に記載されている「イスラム組織ハマスによる」という部分が、具体的な呼称になってしまうため、削除した方がいいのではないかという意見があった。原文のままのほうがいいのか、一部を削除することに賛同するか、各会派の意見を伺う。
- 1番（佐藤 周君）「イスラム組織ハマスによる」という部分を削除すると、日本語としては流れがおかしくなり、他の部分も変えなければならないと思われる。単純に一部分を削除すればいいという話ではないと考える。原文のままであれば賛同できる。
- 2番（井戸清司君）原文のままがいい。歴史的な背景を持ち出すと、ユダヤ教やイスラム教の話になってしまう。その点に関しては、今回の文章では記載されてなく、もし先ほど提案のあった一部削除となると、他の部分も加筆修正が必要になってしまう。
- 5番（長沢 正君）原文のままがいい。
- 6番（杉本一彦君）歴史的に理不尽なことがあったかも知れないが、暴力行為を働いてはならないと示す必要はある。今回、発議を提出するに当たり、決議案が事前に示されていて、会派の中で、その文章であれば賛同できると協議してきているが、多少でも文章が変わるようであれば、この場で会派の意志として賛同するわけにはいかない。原文のままをお願いしたい。
- オブザーバー（四宮和彦君）原文のままがいい。
- オブザーバー（犬飼このり君）原文のままがいい。
- オブザーバー（重岡秀子君）原文のままがいい。
- 委員長（宮崎雅薫君）田久保議員以外は、原文のままがいいということである。田久保議員い

かがか。

○**オブザーバー**（田久保真紀君）私の真意も伝わりづらかったが、今回、日本政府がとった外交政策は大変評価ができると私は思っている。そこの部分の表記では、「イスラム組織ハマスが」といった呼称は使わず、イスラエルに対する支持も行わずに停戦を呼びかけている。世界的にも評価のできる政策を取っている。本来であれば、市議会としての決議であるが、国の政策方式は踏襲すべきではないかと考え、異議を唱えている。私は、この部分が非常に気になるが、他の方々に疑問がないようであればよろしいかと思う。

○**委員長**（宮崎雅薫君）ただいまの協議の結果、各会派及び会派に所属していない議員から、原案のままではよいとの意見が大多数であった。したがって、本決議案は、原案のまま最終本会議に提出することといたしたいと思う。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、決議についてを終了する。

○**委員長**（宮崎雅薫君）日程第2、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は、公明党提起の1件である。本意見書案に関しては、提起会派において調整を進めるとともに、本日の本委員会において改めて調整を行い、その取扱いについて決定することとしている。

それでは提起された本意見書案の調整状況について、長沢委員から報告をお願いする。資料は3ページから5ページまでになる。

○**5番**（長沢 正君）認知症との共生社会の実現を求める意見書案については、全会派及び会派に所属していない2名の議員から賛同を得られたところである。以上である。

○**委員長**（宮崎雅薫君）次に、本意見書案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から順次、ご意見を伺う。

○**1番**（佐藤 周君）賛同する。

○**2番**（井戸清司君）賛同する。

○**6番**（杉本一彦君）賛同する。

○**オブザーバー**（四宮和彦君）賛同する。

○**オブザーバー**（田久保真紀君）賛同する。

○**オブザーバー**（犬飼このり君）賛同する。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）賛同する。

○**委員長**（宮崎雅薫君）ただいまお伺いしたところ、本意見書案について、各会派及び会派に所

属していない議員全員からの賛同が得られている。したがって、本意見書案は最終本会議に提出することといたしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第2、意見書についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第3、市議会12月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 採決の方法についてから、(6) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）市議会12月定例会最終日の運営について、順次、説明する。

(1) 採決の方法についてである。資料6ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。

付託案件は条例5件、補正予算8件の合計13件で、各所管常任委員会において、いずれも原案を可決すべしとの決定をいただいている。

本会議における採決の方法について、順次、説明申し上げる。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第17号 伊東市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、市議第18号 伊東市一般職の職員の給与に関する条例及び伊東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例、市議第20号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、市議第38号 令和5年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、市議第39号 令和5年度伊東市霊園事業特別会計補正予算（第1号）及び市議第41号 令和5年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）以上、条例3件及び補正予算3件の計6件について、市議第17号は賛成多数で、そのほかの5件については、いずれも全会一致でそれぞれ原案を可決すべしとの決定である。なお、市議第17号については少数意見が留保されている。6件を一括上程し、委員会審査報告、少数意見報告、質疑、討論の後、採決は3つに分けて行う。まず、市議第17号の条例1件を、次に市議第18号及び市議第20号の条例2件を一括で、最後に市議第38号、市議第39号及び市議第41号の補正予算3件を一括で、それぞれ挙手による採決をお願いする。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第19号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例、市議第21号 伊東市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、市議第37号 令和5年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第1号）、市議第42号 令和5年度伊東市下水道事業会計補正予算（第2号）及び市議第43号 令和5年度伊東市水道事業会計補正予算（第1号）以上、条例2件及び補正予算3件の計5件については、いずれも全会一致でそれぞれ原案を可決すべしとの決定である。

5件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は2つに分けて行う。まず、市議第19号及び市議第21号の条例2件を一括で、次に市議第37号、市議第42号及び市議第43号の補正予算3件を一括で、それぞれ挙手による採決をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市議第40号 令和5年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第36号 令和5年度伊東市一般会計補正予算（第4号）については、常任総務委員会及び常任福祉文教委員会では全会一致で、常任観光建設委員会では賛成多数で、それぞれ原案を可決すべしとの決定である。なお、常任観光建設委員会において、少数意見が留保されている。上程後、各委員会審査報告、少数意見報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

続いて、債務負担行為の設定をする補正予算の決定をいただいた後に、討論、採決を行う扱いとしている指定管理者の指定に係る単行議案について申し上げる。市議第23号 伊東市営天城霊園の指定管理者の指定について、市議第24号 伊東市営海浜プールの指定管理者の指定について、市議第25号 伊東ふれあいセンターの指定管理者の指定について、市議第26号 伊東市なぎさ観光駐車場の指定管理者の指定について、市議第27号 伊東市門脇駐車場の指定管理者の指定について、市議第28号 伊東市観光会館の指定管理者の指定について、市議第29号 伊東市都市公園の指定管理者の指定について、市議第30号 伊東市大川橋駐車場の指定管理者の指定について、市議第31号 伊東市伊東駅前駐車場の指定管理者の指定について、市議第32号 伊東市民運動場の指定管理者の指定について、市議第33号 伊東市民体育センターの指定管理者の指定について、市議第34号 伊東市営かどの球場の指定管理者の指定について及び市議第35号 伊東市大原武道場の指定管理者の指定について、以上13件については、去る12月6日の議案審議において既に質疑まで終結しているもので、1件ずつ上程し、それぞれ討論から入り、挙手による採決をお願いする。

次に、(2) 人事案の取扱いについてである。資料7ページをご参照願う。市選第18号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について及び市選第19号 教育委員会委員任命の同意について、以上、人事案2件については1件ずつ上程し、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、それぞれ挙手による決定をお願いする。

次に、(3) 議会改革特別委員会の設置についてである。資料8ページをご参照願う。本案については、一昨日12月12日に開催された代表者会議における協議を経て、本委員会に提起されたものである。まず、特別委員会の名称については議会改革特別委員会、委員の定数は10名、付議事項は新時代に即した議会機能の充実についての調査・研究である。設置期間につ

いては、本目的達成まで設置し、議会閉会中も活動できるものとするとし、経費は議会費から支弁することとする。本案の取扱いについては、議員発議による提案をいただき、本会議においては、各会派及び会派に所属していない議員全員による共同提出となるので、申合せにより、説明から質疑、討論までを省略し、簡易採決をお願いする。決定の後、本会議を休憩して委員会を開催し、委員席の指定、正副委員長の互選を行っていただくこととなる。

(4) 決議の取扱いについてである。ガザ地区での休戦と永続的な平和を求める決議については、先ほどの協議の結果、各会派及び会派に所属していない議員全員の賛同が得られたので、本会議に上程し、前例に倣い、職員の朗読の後、質疑・討論を省略し、簡易採決による決定をお願いする。

次に、(5) 意見書の取扱いについてである。認知症との共生社会の実現を求める意見書についても、先ほどの協議の結果、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同が得られたので、本会議に上程し、申合せにより、説明から質疑・討論を省略し、簡易採決による決定をお願いする。

最後に、(6) その他であるが、討論を予定されている議員においては、会議規則第52条に基づき、発言通告書を提出いただくようお願い申し上げます。

以上で、市議会12月定例会最終日の運営についての説明を終わる。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 議会改革特別委員会の設置について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。

暫時休憩する。

午前10時29分休憩

午前10時36分再開

○委員長（宮崎雅薫君）再開する。

ただいまの休憩中に協議をしていただき、各会派及び会派に所属していない議員から、委員及び正副委員長の候補者を挙げていただいた。これについては、今日中に協議をして、委員長及び議長に報告していただき、明日の本会議において正式に決定したいと思う。これにご異議ないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）これをもって、質疑、意見を終結する。

議会改革特別委員会の設置については、説明のとおり決定することに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 決議の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

決議の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 意見書の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

意見書の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(6) その他での討論の通告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおりご了承願う。

そのほかに、市議会12月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第3、市議会12月定例会最終日の運営についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第4、その他を議題とする。

(1) 次期3月定例会の頭出しについて及び(2) その他について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富岡 勝君）まず、(1) 次期3月定例会の頭出しについてである。資料9ページをご参照願う。次期定例会の頭出しについては、2月20日（火）の開会を提案させていただきたいと思う。2月20日開会となると、2月13日（火）告示、翌14日（水）議会運営委員会となる。

次に、(2) その他であるが、事務局からは特になし。以上で説明を終わる。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 次期3月定例会の頭出しについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

次期3月定例会の頭出しについては、説明のとおり2月20日（火）とすることにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第4、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和5年12月14日（木）午前10時40分（会議時間26分）

以上の記録を認める。

令和5年12月14日

委員長 宮 崎 雅 薫